

社会情勢の変化に合わせた障害者施策の見直しについて(概要)

【障がい者施策の経緯】

- ・昭和の頃、国の障がい者施策は入所中心で、在宅サービスはほとんど無かった。
(二宮町障害者福祉手当は昭和47年から支給)
- ・平成に入り、入所から在宅生活が推奨されるようになり、措置から契約へ変化してきた。
- ・在宅サービスが増えるにつれ、障がい当事者の選択肢も増えてきている。
- ・障がい福祉費決算額の増加(H15 約3億、R6約8億4千万)。

【現状の課題】

- ・障害者福祉手当は、増加する在宅サービスへの注力が必要な中で、予算、マンパワーの両面において、費用対効果が高いとは言えなくなっている。
- ・施設通所者交通費補助金は、交通費(半額)が工賃収入を上回る場合が多いため、半額でも負担があることにより、通所先の選択肢が狭まる。
- ・在宅重度障害者タクシー利用助成事業は、1回あたり1枚の使用では、自己負担が多く発生し、1年間で使い切れない場合もある。

【転換及び見直し(案)】

高度経済成長期における旧制度時代に創設された給付施策を廃止し、社会の変化に伴う障害者のニーズに対応する。

○障害者福祉手当の廃止

→12月議会に廃止条例を上程 →令和8年度より廃止

○施設通所者交通費補助金を補助率 1/2→10/10 に拡充する。

→令和8年度予算案に計上 →議決後、要綱改正、令和8年4月1日より施行

○障害者タクシー利用券の1回あたりの使用限度を1枚→2枚に拡充する。

→令和8年度予算案に計上 →議決後、要綱改正、令和8年4月1日より施行

※高齢者の移送サービス(タクシー券)についても同様とする。